

第 5323 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 10月 6日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 扶養親族の個人番号

Q：会社は、従業員の扶養親族の個人番号を取得することは認められますか？

A：認められますが、個人番号関係事務を処理するために必要がある場合に限られますので、社会保険の扶養にならない人や税務上の扶養親族にならない人の個人番号は取得することができません。

【解説】

扶養親族の本人確認は、従業員が行うこととなっており、事業者には従業員の扶養親族の本人確認の義務はありませんが、事業者が書類に正しい番号が記載されているかを確認するために、従業員の扶養親族の通知カードや個人番号カードのコピーを取得することができます。

ただし、この場合において、取得したコピーを保管するときは、安全管理措置を適切に講じなければなりません。

なお、事業者が従業員の家族の個人番号を収集することができるのは、個人番号関係事務を処理するために必要がある場合に限られていますので、例えば、家族であっても社会保障や税における扶養親族に該当しない者については、事業者として個人番号関係事務を処理する必要がないことから、それらの者の個人番号の提供を求めることはできませんので注意してください。

